

消費者安全に関する検討委員会
製品ワーキンググループ（第1回）
議事録

内閣府 国民生活局 消費者安全課

消費者安全に関する検討委員会 製品ワーキンググループ(第1回)
議事次第

日 時：平成20年12月2日(火) 15:00～16:38

場 所：内閣府本府3階第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

1. 近年の主な製品事故について((独)国民生活センター)
2. 消費者庁における製品安全基準への関与のあり方について
有害物質含有家庭用品規制法上の基準の現状と課題(厚生労働省)
消費生活用製品安全法上の基準の現状と課題(経済産業省)
3. 製品ワーキンググループにおける今後の検討事項

3. 閉 会

古田主査 それでは、時間でございますので、ただいまより「消費者安全に関する検討委員会製品ワーキンググループ」を始めさせていただきたいと思えます。

皆様、師走のお忙しい時期に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

本日、製品ワーキング、第1回でございますので、まず、近年の主な製品事故の状況や日用製品の安全基準の現状と課題について、関係省庁・機関から説明を伺って、御議論いただきたいと思います。このワーキンググループとして重点を要検討課題の抽出等の議論をその後行いたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りますけれども、まず、独立行政法人国民生活センターから、近年の主な製品事故の状況につきまして説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

国民生活センター（角村） 国民センター危害情報室の角村と申します。お手元の資料に沿いまして、まず私の方から15分ほど説明させていただきます。

お手元の資料は、「消費者安全に関する検討委員会 製品WG」という表紙のものでございますが、この中で、前半は、国民生活センターがこういった組織かや、危害情報室がどういう経緯で発足したという経緯が書いてございますので、そこは資料として御確認いただければと思えます。

この資料の3ページのところに小さい数字で6ページと書いてありますが、消費者相談の情報を全部、全国の自治体にある消費生活センターから寄せられる情報をすべて吸い上げているPIONETというデータベースが国民生活センターにございまして、そこにある相談の件数の推移でございます。それをまずごらんいただきますと、ここ数年、相談が年間大体100万件を超えるオーダーで寄せられているというのがおわかりいただけると思えます。ただ、2004年に一度ピークを迎えているんですが、それ以降は、相談全体の件数が少しずつ減ってきているという様子になっております。

これは相談全体で、契約ですとかサービスに関するトラブルも含まれております。次に、資料の6ページのところにある危害件数、資料ナンバーで言いますと、11ページ、12ページのところなんですが、その数値をごらんいただきますと、ここは、相談の中で特に危害、危険が発生したものの件数の推移をまとめている表とグラフになっておりますが、12ページのグラフで御説明させていただきますと、製品なりサービスなりで何らかの危害や危険が発生した事案については、相談全体と比べてちょっと違って、大体コンスタントに増加しているという傾向がおわかりいただけると思えます。

グラフには、3種類の数値がありますが、ピンク色のものは、「危害」といって、人間に何らかの危害、けがをすとか、障害が及んだものです。「危険」というのは、人体には何もないけれど、例えば、何かが発火したとか、あるいはその影響で火事になったとか、そういったものが「危険」というものでカテゴライズされております。

それと、「病院情報」というのがありまして、これは、国民生活センターに御協力いただいて事故情報を登録してくれる病院がいる全国で20箇所あるんですが、その中で、製

品なりサービスなりが原因でけがをして受診された患者さん、あるいは体調を崩したという患者さんの情報を病院の方から寄せていただいております。その件数が水色の線なんです、これが1万件を超えているということで、合計しますと、2007年度で2万3,000件を超えるオーダーの危害・危険があったということで、相変わらず非常に多いんだという傾向がおわかりいただけると思います。

これらを元に、危害情報室で製品事故について、いろいろな危害・危険情報を出しているわけですが、そのリストがお手元の資料の7ページの下から9ページにかけてです。2007年と2008年度に情報提供した事案をリストアップしております。非常に少ない人数なんです、これだけの件数のものを1年間当たり公表しているということで、危害情報がいかに多いかということがここからもおわかりいただけるかなと思います。

資料の9ページの下のところからは、公表事例について具体的に御説明させていただくための資料ですが、ここでは、公表事案をこちらでわかりやすいように分類しまして、それに沿ったテーマを幾つかリストアップしております。

まず、危害・危険で一番重要なものは、人が死んでしまうという事故事案なんです、それについての代表例ということで2点挙げております。1点目はこんにやく入りゼリーで、これは今マスコミで非常に騒がれておりますので、皆さんもよく御承知だと思いますので、特にここでの解説は避けます。次が電動リクライニングベッドというもので、これにつきましては、資料の11ページ、8のところ「当センターが行った要望と関係機関の対応」ということでまとめてございます。そこをごらんになっていただくとわかるんですが、この電動リクライニングベッドは、昨年12月に、介護用とかそういったものの専用というのではなくて、一般家庭で普通に用いられる、非常に廉価な電動のリクライニングベッドが通販で売られていまして、そのベッドで、親の目を離れたすきにお子さまが、リクライニングするベッドとベッドの棧のところにはさまれて死亡してしまったという痛ましい事故が起きました。これはすぐに危害情報室の方で現地にスタッフを派遣しまして調査をしたものです。

結果的に、これはどうも製品に問題がありそうだとということで、まず第一報を昨年12月のうちに公表しまして、商品テスト部の方に検体を持ち込んで詳しくいろいろテストをした結果で、第二報を今年になってから出したというものです。

これは経産省さんの方にも御協力いただきまして、結果は、そこに書いてありますように、経済産業省さんの方でも製品重大事故として公表していただきまして、私どもとほぼ同時に公表して、何らかの対応をしたという事案でございます。

続きまして、「重大事故」というカテゴリーのところに分けておりますが、これは、死亡はしていないけれども、被害が非常に大きかった、甚大であったというものの例でございます。

9ページのところで見ますと、まず、乳幼児がベビーカーに手指を挟み、あわや切断。これは実は今年もまた発生しているんですが、今までベビーカーで、あれは折り畳みをす

るものですから、折り畳んで開いたものに赤ちゃんなりがうっかり指を挟むという事例はあったんですけども、開閉時にというのはなかったんですね。それは新たな事故であるということで調査して、これもテストをした上で再度情報提供をしたというものです。そういったものを含めまして、幾つかの事案で重大なものを追っております。

資料の 12 ページのところではやはり同じように表にしておりますので、そちらの真ん中に、折り畳み式のおむつ交換台というものがございます。これは、いわゆるパブリックスペースの、デパートですとか公共機関に設置されているんですが、よく女子の洗面所なんかにも入っているんですけども、お母さんが用足しするときなどにお子さんを横たえておけるようになっているものです。名称がベビーシートという名前になっているんですけども、これが実はそういったときに使うものではなくて、おむつを交換するときだけの専用のものであるというものでした。調査の過程でそういうことがわかってきたんですが、名前がベビーシートと書いてありますので、用足しをするときに寝かしてしまうということで、ちょっと目を離したすきにお子さんが転落をしてしまうという事故がありました。最初、センターは、これはどこに持っていったらいいのかということで悩んだんですが、どうもこれも法のすき間の製品で、経産省さんですと、いわゆる消安法の対象じゃないかもしれないということで国民生活センターに持ち込まれたものでございます。

メーカーは、当初は、それは使用者の不注意である、誤使用であるという言い方。これはおむつ交換専用台なので、そういう使い方は想定していないという話だったんですが、国民生活センターで調査してみますと、例えば設置のされ方が、おむつ交換をした後にお母さんが手を洗おうとすると、どうしてもおむつ交換台に背中を向けてしまうような位置に付けられているとか、あるいはデパートによっては手洗い場のところにあって、トイレにはないとか、そういった設置上の問題なんかもあって、これはどうしたものかということで情報提供したものでございます。

これにつきましては、経産省さんの方でもいろいろ目を付けていただきまして、今は改善の方向に向かっているというものでございます。

それから、次に、多発している事故ということで、12 ページの下の表をごらんになっていただくとわかるんですが、例えば、石油ファンヒーターというものがあまして、密閉した部屋でこれをたけば、当然窒素酸化物がたくさん出てくるわけですので、人体にそんなにいいことはないんですが、なかなかこの製品はなくなりません。世の中にまだあります。これにつきましては、どれぐらいの量の揮発性の有機化合物が出るのかということ調べたんですが、結構出ているということで、これは経産省さんやNITEさんに今報告しているところです。ただ、今のところ、特にどういう対応をするというのは聞いていなくて、事故情報を注視するという御回答をいただいているというものでございます。

それから、多発している事故の 2 つ目は、これはつい先だって公表させていただいたものなんですが、ハロゲンヒーターについてです。これは、2004 年から 2005 年にかけて爆発的な人気が出て売れ、非常に安い物が世の中に出回っているようです。ハロゲンヒータ

ーに使われているハロゲンランプは、かなり高度な製造技術を要するものなのですが、中国産の安い製品が世の中に出回って、事故なり故障なりが多発したというものです。

その後、これは毎年経産省さんの方で社告なりの情報を集計してくださっているんですが、物すごい量の社告があります。今、社告対象品が120万台近くあると言われていています。ただ、非常に回収率が低くて、その理由には、対応した輸入代理店なりメーカーが、非常に小さいところが多くて、社告をうまく出せないとか、あるいは倒産してしまうとかいうことがありまして、販売店なりの協力がないと、なかなか回収が進まないという状況のものでございます。

それから、あとは意外性のある事故ということで、13ページの下の方からありますが、1つ目は、表の真ん中にありますガリレオ温度計というものです。これはイメージが非常につきづらいんですが、インテリアのようなものでして、ガラスの長いパイプ状の中に、色が付いたアルコールの入った球体が浮かんでいて、これの浮き沈みで温度を表示するというものです。これが、中に入っている透明な液体が石油系の溶剤のようなもので、製品がガラスでできているものですから、うっかり幼児が落っことして割ってしまい、それを浴びると化学やけどを起こしてしまう。ところが、製品に成分の表示などが無いものですから、中に何が入っているかわからないということで、医者に担ぎ込まれても、医者が処置の仕方がわからないという状況のものでした。

こういったもので事故がありましたので、これを国民生活センターで早速調べてみまして、メーカーに対してちゃんと表示をなささいということをお願いしたというものです。

それと、この表の一番下にありますが、シートベルトのロック機構ということで、これも本当に意外で、実は付いていることを知らない人が非常に多いんです。車の後部座席のシートベルトにはチャイルドシートを固定するために特殊なロック機構が付いています。そのロック機構が作動しますと、これはベルトを巻き取る方向にしか動かなくなる。それを知らなくて、お子さんに、例えばシートベルトをなささいと言って、子どもがシートベルトの使い方をよく知らなくて、この機構が働いてしまうと、あとは締まる方向にしかいきませんので、うっかり首に巻いている状態でこの機構が作動すると、非常に危険な状況になる。助け出す方法は、シートベルトを切るしかないんですけども、そういったことは意外と知られていないですね。取扱説明書には書いてあるんですけども、シートベルトそのものには書いていないし、もちろんお子さんにはそういう情報はわからないということで、こういった危険性のあるものがまだ世の中にあることがわかったというものです。

それから、資料の14ページの下に、回収漏れや法令違反という項があります。1つ目に御紹介させていただいたのは、レーザーを用いた違法な玩具です。レーザー光線は、2001年でしたか、何年前かに私どもと経産省さんとの御協力のもとに、特定製品に指定されまして、一定の基準を満たさないものはむやみに売ったり陳列したりはできないというふうになったんですが、まだまだインターネットなんかを見ますと、普通に売られておりまして、それもレーザーポインタとしてわかりにくいようなもの、エアガンの照準機にレーザ

ー光線が付けられた玩具や、ライターの先端にレーザー光線が付いているものなどがありまして、なかなかなくなりません。そういったものが売られているとか、子どもが買ってきたが大丈夫なんだろうかという相談が寄せられまして、調べてみましたら、わりと普通に売られているということで、これも経産省さんの御協力のもと、いろいろな指導をしていただいたというものでございます。こういったものがまだ世の中に普通に売られているという状況がわかったというものです。

次は法令等の未整備による事故ということで、15 ページの上におしゃれ用カラーコンタクトレンズ、これもかなりいろいろマスコミ等で取り上げられましたので、皆さん御記憶にあるかもしれませんが、カラーコンタクトレンズというものは非常に危険の多いものなのですが、安く売られていたりで、若い女性たちがファッション要素で使っているんですけれども、これによる目の障害が報告されているということで、緊急にテストしました。

実はこれも法令の未整備のすき間で、取り扱う法律等がなかったということで、対応が大変だったんですが、結果的に今は消安法の方で取り上げていただくという方向に行っているものでございます。最後に、16 ページの上にあります、関節によいとされる成分を含む「健康食品」についてです。実は健康食品での相談というのは非常に多いんですね。私どもでいろいろな集計をするんですが、大抵、相談件数がトップの方に来る事案です。これも医薬品と同じような成分を含んでいるにもかかわらず、きちんとしたルールがないということで、法のすき間の非常に悩ましい製品でございまして、いろいろな相談事案が入ってくるというものです。

あと、資料2、この後ろに別添ということで、これは参考情報ということで、今日、御説明は省かせていただきますが、PL法が施行されて以降、PL法による訴訟一覧ということで付けております。2つ目は審級状況等という表で、これは普通お目にかかるものではないかもしれませんが、おもしろいので出してみました。

2つ目の資料の一番後ろに集計値が出ていますが、ここにありますように、勝訴が38件に対して、敗訴が30件とか、なかなかままならない部分もあるということがこれでおわかりいただけるかなと思います。

以上で説明を終わりたいと思います。

古田主査 どうもありがとうございました。

それでは次に、消費者庁における製品安全基準への関与のあり方について御議論いただきたいと思います。現行の有害物質含有家庭用品規制法上の基準の現状と課題につきまして厚生労働省から、消費生活製品安全法上の基準の現状と課題について経済産業省から説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

厚生労働省（山本） それでは、厚生労働省でございすけれども、お手元の資料の3に「家庭用品安全対策の現状と課題」という資料がございす。

私どもの方では、家庭用品安全対策、特に家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を防止するという関係の仕事をしておりますけれども、そのもとになる法律が、後ほ

ど出てきますけれども、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、家庭用品規制法という法律でございまして、具体的には家庭用品規制法の内容について後ほど御説明をするというふうにしたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、前段として、これはもう既に皆様よく御承知のことかもしれませぬけれども、化学物質というのは、我々の日常の生活にさまざまな場面で使われているということを示した図なわけですけれども、その原料、中間体から一次製品、さらに、我々の日常、身の回りにあるような製品に至るまで、いろいろな化学物質が使われている。化学物質の安全対策というのは、したがって、こういうさまざまな製品に対応する必要がありますので、それぞれの化学物質の特性とか、使用される場面に応じて、さまざまな規制が現在行われているということでもあります。

おめくりいただきますと、現在、化学物質の安全対策に関する法律が示してありますけれども、これはすべてというわけではなくて、主なものをお示ししたものでありますけれども、縦軸の方に有害性となっておりますが、まず、大きく分ければ、人の健康に対する影響、それから、環境に対する影響、さらに、人に対する影響についても、化学物質の急性毒性なのか、慢性毒性なのか、あるいはそれ以外の発がん性のような特殊な毒性に関するものなのか、そういう着目する毒性がどのようなものであるか、それから、横軸に曝露と書いてありますけれども、その化学物質がどのような形で人間や自然界の方に曝露されるか。例えば人間であれば、人間がどのような経路で化学物質を摂取するのか。労働環境なのか、あるいは、これからお話しするような消費者が使う製品の中に含まれているものなのか、あるいは環境経由であるのか。それによって、ここにあるようないろんな法律で規制が行われているということでもあります。

問題にしている家庭用品の規制法というのは、「消費者」の真ん中あたりにありますけれども、家庭用品規制法という法律がございまして。そのほかに、薬事法であれば医薬品や医療機器、食品衛生法であれば食品、農薬取締法では文字どおり農薬といった、それぞれの製品ごとにさまざまな法律の規制があるというものであります。

それから、毒劇法というのが幾つか図中に出てきますけれども、これは化学物質のうち急性毒性の高いものについて流通などを規制しているという法律でありまして、これはどういう場面で使われているかにかかわらず、急性毒性に着目して横断的な規制が行われているというものです。

そのほか幾つか書いてありますけれども、時間がないので説明は省略いたしますけれども、こうしたようにいろいろな法律で化学物質の規制が行われていて、そのもとになっているような化学物質の安全性に関する毒性のデータなどは、法律を所管している省庁で最近では共有するような努力が進みつつあると考えております。

次に、おめくりいただきまして、厚生労働省の化学物質安全対策室というのは、化学物質に関する3つの法律を所管しております。まず、化学物質審査規制法という法律、化審法と呼んでいる法律ですけれども、これは、厚生労働省と経済産業省と環境省、三省の

共管の法律でありまして、御承知の方もおられるかもしれませんが、昭和 48 年に PCB などの問題を契機としてできた法律でありまして、ここにありますように、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物に支障を及ぼすその恐れを防止するために、新規の化学物質についての審査をしたり、あるいは必要な規制を行うというための法律でございます。

それから、左側の方の丸に書いてありますが、毒物劇物取締法、これは先ほどお話ししたとおりで、化学物質のうち急性毒性の高い毒物や劇物というものについて流通などの規制をするという法律であります。この法律はかなり古い昭和 20 年代にできた法律で、当時、毒物や劇物を使ったいろいろな犯罪がありましたので、それを防止するというのを直接の目的としてこういう法律ができたというものでございます。

それから、右の方にありますのは有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、家庭用品規制法という法律で、これは文字どおり家庭用品に含まれている有害物質を規制することによって、消費者に対する健康被害を防止するという法律であります。これも化審法と同じように、昭和 48 年に制定されて、49 年から施行されているというものであります。

これら 3 つの法律で我々の方で化学物質についての安全・安心を確保するというための行政を行っているというところでございます。

おめぐりいただいて、では、化学物質の安全対策について実際はどういうふうに行っているかということの全体の体系をお示ししたものでありますけれども、真ん中の四角あたりに厚生労働省となっていて、厚生労働省の方では、先ほど申し上げた家庭用品規制法に基づいて、有害物質の指定をして、その基準を設定をする。この法律では、国が決めた基準に適合しない製品というのは、一切流通を禁止をされているということでもありますので、基準が定められたものについては基準に適合する義務があるというものであります。

その監視・指導については、国もやっておりますけれども、おおむねそれをやっているのは、上にあります都道府県等でありまして、そこに家庭用品衛生監視員というのが全国に 3,000 人ぐらいおりまして、その人たちが流通している製品の検査、あるいは事業者に対する監視・指導を行っているということでもあります。

それ以外に、我々の方で家庭用品に関するいろいろな危害の情報などについては、左手の方にありますように、先ほどお話をされておりました国民生活センターであるとか、あるいは当省の所管の団体である、日本中毒情報センター、あるいは後ほど御説明しますけれども、家庭用品に関してモニター報告をしていただいておりますモニター病院だとか、諸外国の関係機関などとも情報交換を行っているというところであります。

それから、家庭用品の基準を設定するに当たっては、さまざまな調査や研究する必要がありますので、それについては、当省の関係の傘下の研究所である国立医薬品食品衛生研究所に調査を依頼しているということになっております。

基準の設定に当たっては、審議会の審議が必要になっておまして、これは薬事・食品衛

生審議会に諮問をして、答申に基づいて基準を設定するということになっております。

おめくりいただきまして、今お話ししたような家庭用品安全対策、具体的には、ここに挙げたよう5つの柱があります。

1つは、いろいろとお話ししたように、法律に基づいた規制基準を設定をして、これを施行しているというのが1つ。

それから、国の決めた基準というのは、強制基準でありますので、これに従わないものは一切市場から排除されるというものですけれども、そうした厳しい基準だけではなくて、業界が自主的に作った基準というのでも幾つかあります。これについても、できるだけそれを普及して、より安全な製品の開発に役立てていただくということを行っております。

それから、安全確保マニュアル作成の手引きというのは、我々の方で作成しているものでありまして、これに基づいて事業者の方で単に基準を守るというだけではなくて、安全な製品の開発を設計するために必要な安全確保マニュアルを作成いただくことにしています。

4番目の、家庭用品の健康被害病院モニター報告というのは、これは全国の幾つかの病院に協力をしていただいて、家庭用品によると思われる健康被害の事例について報告をしていただいて、これを我々の方で毎年、定期的、年に1回、年次報告の形でまとめて公表しているというものであります。

5番目の製品事故情報の公表ですけれども、これは、経済産業省の方で所管しています製品安全法に基づいて重大製品事故の報告が事業者から上がってきたときに、化学物質に関連する事故に関しては、厚生労働省に経済産業省から通知をされて、厚生労働省の方で対応するということが法律で規定されておりまして、これに基づいて我々の方で事故情報の処理を行っているというものでございます。

おめくりいただきまして、以下、以上の項目について、より詳細な説明をいたしますと、まず、法に基づいて基準が決められておりますのは、現在、ここに挙げたような20の物質に関して、それぞれ、それを含む家庭用品ごとに基準が設定されております。

中でも代表的なのは、ホルムアルデヒド。ホルムアルデヒドに関しては、繊維製品について基準が設定されています。基準の細かい数値はここに挙げておりませんが、ホルムアルデヒドというのは、皮膚に接触することによってかぶれなどの皮膚障害を起こす恐れがありますので、これに関しては、繊維製品中に含まれているホルムアルデヒドの基準値が設定されております。特に、小さい子どもに関しては、ホルムアルデヒドに対する感受性が非常に高いということから、原則としてホルムアルデヒドは乳幼児の繊維製品には含まれてはならないという基準になっております。

それ以外にも幾つかの化学物質について基準が設定されているという状況であります。

おめくりいただきまして、業界で作成している自主的な基準ですけれども、我々が把握している範囲では、今、これらのものについて、全部で9種類あるかと思っておりますけれども、業界団体の方で衛生自主基準を設定していると聞いております。

さらにおめくりいただきまして、安全確保マニュアル作成手引きというのを我々の方で作成しております。これは、真ん中あたりにありますけれども、平成9年に我々の方の研究班で「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」というのをまとめていまして、この考え方に基づいて製品ごとにマニュアルの作成の手引きというのを作成しているというものであります。

総合リスク管理の考え方というのはどういうものかということ、おめくりいただいて10ページのところに絵がかいてありますけれども、家庭用品のリスクを管理するという上で、法律に基づく強制基準、製品についての強制的基準を設けて、特定の化学物質について、これ以上含まれてはならないという基準を設けて規定をするというのは、一種のリスク管理であるんですけども、単にそれだけでは安全確保で十分ではない。むしろ、製品を設計する段階に、どういう製品リスクがあるのかということ进行分析して、そのリスクを削減するような設計開発を行う。市販後においても、一たん製品が製造され、世の中に出た後でも、予期しないようなどういう事故が起こっているのか、あるいは起こり得るのかという情報を収集して、分析をして、さらに場合によっては製品の設計の見直しを行ったりする。

さらに、消費者がその製品を安全に使うために必要な情報を提供するとか、もちろん製造する段階での製品の品質保証をどうやってやるかといった、設計・開発から製造・流通の段階に至るまでの全体としての製品のリスクを管理するということが安全な製品の提供に必要であるという考え方に基づいて、幾つかの製品について製品ごとにマニュアル作成の手引きを作成しているというところでありまして、今後も必要に応じてこういったマニュアル作成の手引きについては我々の方で整備していきたいと考えております。

おめくりいただいて、11ページのところに家庭用品健康被害病院モニター報告制度についての説明がございます。これは、全国の病院にお願いをして、家庭用品によると思われる健康被害の患者さんの事例について、病院の方から報告していただくという仕組みでありまして、昭和54年度から始まっておりまして、今年、平成19年度で29年目というものであります。

家庭用品で特に事故が起こるのは、皮膚科でかぶれということですね。小児科の事故というのは、小さい子どもさんが家庭用品などを飲み込む誤飲の事故。それから、中毒情報センターに集まってくる情報というのは、吸入の事故。吸い込むか、皮膚に付けるか、あるいは飲み込むかの3つのどれかですので、そうした事故の態様に応じて、皮膚科、小児科、中毒情報センター、この3つの機関に健康被害の事例を集めていただいて、これを我々の方で専門家に内容の評価をしてもらって、それを報告書として年に1回報告をしていただくというものであります。

大体年間に1,500件ぐらいの事例が集まってくるんですけども、全部を報告しているわけではないんですけども、このうち代表的な事例であるとか、特に消費者に対して注意喚起する必要があると判断した事例について報告書にまとめて報告・公表しているとい

うものでございます。

我々の方でホームページで内容については公表しておりますけれども、それ以外にもパンフレットを作成しまして、これを最近では病院の待合室に置いていただくと、若いお母さんたちが持って行って読んでいるという状況だと聞いております。

おめくりいただきまして、重大製品事故の報告・公表制度というものでありますけれども、これは昨年5月に消費生活用製品安全法が改正されまして、製品事故について事業者が報告をするという制度ができたというものでありまして、この際、この事故の報告については、主務大臣と書いてありますけれども、工業製品の場合には経済産業省の方に報告をするということになっているわけですが、経済産業省の方で報告された事案のうち、家庭用品規制法で対応すべきもの、具体的には、化学物質が原因になっているのではないかと疑われる事案については、経済産業省が公表するのではなくて、厚生労働省の方に通知をして、厚生労働省の方で対応するということが、消費生活用製品安全法の方に規定をされております。これに基づいて、昨年5月から我々の方で経済産業省の方から通知をされた重大製品事故について報告・公表をしているということになっております。

おめくりいただきますと、今まで、昨年5月から今年の8月までの公表事案について、どういうものかというのが示されておりますけれども、1件目の昨年5月の卓球ラケット、これは正確に言うと、消費生活用製品安全法が改正される前のものでありまして、我々の方に事業者の方から直接連絡があったものについて、我々の方で公表したという事案であります。

時間もないので、余り詳しくは御説明しませんが、先ほど国民生活センターの方からお話もあった組立式ベッド、これについての事案というのも我々の方で今年の1月に公表しております。原因になっている化学物質は、確実にはわかっていないんですけれども、推定される原因としては、ホルムアルデヒドが原因ではないかと考えております。

それから、昨年6月に公表していますデスクマットの重大製品事故。これは既に公表されておりますので、会社名まで言っても問題ないんですけれども、コクヨがかつて製造しておりましたデスクマットで、これは抗菌剤を使用している抗菌製品、一時はやった製品ですけれども、そういう製品で起こった事故ですけれども、抗菌剤によって皮膚に障害が生じたという事故でありまして、これはデスクマット自体がかなり出回っておりましたので、事故の事例は非常に多かったんですけれども、現在、製品自体は製造中止をしております。事業者の方で回収を進めているというものであります。

デスクマットの事案以外は、化学物質が原因であろうということは推定されておるんですけれども、どういう化学物質が実際に原因になっているかという確定的な因果関係についてははっきりしていないんですけれども、消費者に対して注意喚起をするということから、あえて事故の原因が必ずしもはっきりしていないものについても我々の方で公表しているというものであります。

最後ですけれども、今後の課題としてあえて幾つかのものを挙げておりますけれども、

我々の方でこの分野について課題であろうと考えているのが5つほどございます。1つは基準についてですけれども、現在、先ほど御紹介したように、家庭用品規制法では20の化学物質について基準値を設けておりますけれども、実際に世の中に出回っている家庭用品にはさまざまな化学物質が使われておりますので、こちら辺についてはさらに計画的に基準を整備していく必要があるだろうと考えております。

併せて、業界においても自主的な基準を設けておりますけれども、これについてもさらに普及をしていく、あるいは、先ほど申し上げたように、安全確保マニュアルのような総合的なリスク管理についても、事業者の方でさらに強力な取組みをしていただきたいと考えております。

関係機関との連携強化ですけれども、国民生活センターあるいは消費生活センターのような、第一線で事故情報に接する機関との連携についても強化していく必要があると考えておりますし、関係省庁との連携についてもさらに緊密にしていく必要があると考えております。消費者庁ができれば消費者庁との連携も当然強化していく必要があると考えております。

調査研究機能の強化については、化学物質については健康被害との因果関係がなかなかわからないものも多いわけですけれども、当方の研究所などを中心にして、さらに研究を進めていく必要があると考えております。

さらに、消費者に対してこれらの化学物質の安全性、あるいは事故についてのさまざまな情報について、今までもホームページ等では情報を公開しておりますけれども、さらにその情報について一般の消費者の方がアクセスしやすいような形で公表していくような工夫をしていきたいと考えております。

以上、若干時間を超過しましたけれども、以上でございます。

古田主査 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、経済産業省から説明をお願いいたします。

経済産業省（三木） 製品安全課長をしております三木でございます。

資料4ということで「消費生活用製品安全法のPSC制度について」ということで資料を配らせていただいております。

おめくりいただきまして、消安法体系と1ページ目でございます。消安法自体は重大事故報告制度でございますとか、経年劣化とかさまざまな分野、大きく3つ柱があるわけございまして、いろいろなところで国民生活審議会と関連があるわけですけれども、本日は、技術基準、PSマーク制度を中心に御説明せよと事務局からの指示を受けておりますので、PSマークを中心に御説明をしたいと思います。

消安法自体の体系を簡単に御説明しますと、大きく3つの柱になっておりまして、製品出荷時、製品出荷前に技術基準を満たしていただく。PSCマークを貼付していただくということ。そういう規制と、それから、この1、2年で強化をしてまいりました、一昨年、法律改正をして、去年5月からスタートした重大事故報告・公表制度、それから、昨年法

律改正をしまして、いよいよ来年4月からスタートする経年劣化対策、特定保守製品というものがございますけれども、こういう3つの柱になっております。

重大事故報告は、消費生活用製品すべてをカバーするということでございますし、経年劣化対策についても、特定保守製品をいろいろ選んで指定をするということでございます。

この最初の事前規制の部分、P Sマークについては、電気については電安法のP S Eマーク、ガスについてはガス事法とL P法でそれぞれP S T GマークとP S L P Gマークとそれぞれ基準がございまして、ガス・電気以外の製品について、この消安法で規制をしているP S Cマークということでございます。

1枚おめくりいただいて2ページでございますが、P S Cマークということで、特定の製品について、特に危害を及ぼす恐れが多いというものについて品目指定をしております。P S Cマークについて2つございまして、丸P S Cという特定製品、それから、菱形のP S C、特別特定製品ということございまして、菱形の方は第三者認証でございまして、丸の方は自己認証、それぞれの会社がチェックしていただくということになってございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。P S Cマークを付けた製品について報告徴収とか立入検査をする。あるいはその技術基準不適合の場合に改善命令、あるいは表示に対する規制、それから、危害防止の命令を発することができるという体系になってございます。

4ページでございますけれども、これがP S Cマークの対象でございまして、従来6製品であったのが、石油関係のピンクの燃焼機器系3つを付け加えまして、この3つについては来年の4月施行でございますけれども、合わせて9製品ということございまして、菱形の特別特定製品が3つ、残りが6つということでございます。

ちなみに、電安法のP S Eマーク、電気製品の方は、454品目が対象になってございます。都市ガスとL Pガスについては合計24製品がガス機器、ガス用品としてP Sマークの対象になっております。残りということで、石油系でありますとか、その他の製品で9製品が指定をされているということでございます。

おめくりいただきまして、本日のテーマ、これは消費者庁ができた以降にどういうふうに関与いただくかということで、P S CなどのP Sマークはどういうふうに作っているかということで、その手続とか、作り方を御紹介した方がよろしいのではないかとございまして。

5ページ目に、これは一般的な流れでございまして、P S Cに限らずほかの品目でも似たようなことございますけれども、ある程度いろいろな事故情報、どういう事故が起きているか、どういう不具合があるかということを検討いたしまして、製造事業者でありますとか販売事業者等々とヒアリングをしまして、専門家の御意見を踏まえて、技術基準の原案を作成するというところでございます。

特定製品あるいは特別特定製品に指定をするというのは、消安法の政令事項になります

ので、消安法の政令改正をする必要がございます、内閣法制局の審査をする必要があります。それから、技術基準につきましては省令事項になりますので、省令改正の準備をするということでございます。

原案が大体かたまってまいりますと、審議会に諮問をいたしまして、消費経済審議会製品安全部会というところで専門家の方々の御審議をいただきます。今、事前評価、R I Aと言っておりますけれども、費用対効果の分析をしたり、あるいはパブリックコメントの手続がございますので、政令・省令について広くパブリックコメントで御意見をちょうだいする。

それから、後で御説明しますけれども、W T O / T B T 通報ということで、国際的な取決めがございます、国際的な手続をするということでございます。

こういう手続を経まして、審議会での御議論、答申をいただいて原案をかため、政令については各省協議を経て閣議決定、政令・省令の公布をする、そういう段取りになってございます。

では、具体的な基準の中身について、どういうふうに決めていくのか、どういう点を留意してやっていくのかということでございます。

6 ページをごらんいただきまして、ある品目について P S C の対象にしようという場合に、さまざまな角度からいろいろな検討をする必要がございます。まずは、事故情報等の分析・評価でございます、どういう事故がどういう製品で起きているかということ、重大事故あるいはヒヤリ・ハット情報などを含めて分析をいたしまして、技術基準を導入することによって事故リスクの低減ができるのかどうかということをもちろんきちっとするというのが大前提でございます。

それから、製造事業者、メーカー側輸入事業者等のヒアリングをいたしまして、こういう技術基準を導入した場合にメーカーが対応できるのか。対応するとした場合、どれぐらいの対応期間が要するのか。あるいは大手メーカーさんはできても、例えば中小事業者は対応できないというケースもございますので、中小企業も含めてお話を伺うということでございます。

それから、販売事業者さん、あるいはこれは消費者とあえて書いてございませぬけれども、消費者の意見がもちろん重要でございます、流通の意見も聞くわけでございます。当然安全基準を義務付けたりしますと、コストアップ要因になりますので、お値段が高くなったりする。販売事業者からすれば売上が落ちる可能性がある。消費者から見ると高い製品になる可能性があるという価格面の影響はどうか。

それから、販売事業者特有の問題としまして、流通在庫というのがございますので、これは施行日との関係で、いつから施行としたときに、それまでに流通在庫はどれぐらい残っているのか、商品がどれぐらいの頻度で回転をしているのかということでありまして、あるいは P S C マークのときの問題になりますけれども、中古製品の取扱いについてどうするのか。安全基準を当然導入しますので、中古製品も含めて安全装置が付いた新しい基

準を満たしていただくというのが前提なわけですが、それで中古事業者さんとの関係、あるいは中古品でどれくらい出回っているのかということもチェックする必要があります。

それから、関係機関とのヒアリングでございますけれども、例えば、ある技術基準を導入した場合、丸P S Cか菱形P S Cか、自己認証か第三者認証という違いがあるわけでございますけれども、例えば、検査機関なりがきちんと検査ができるのかどうか。そもそも検査方法自体がJ I Sとか、あるいは国際規格で決まっているのかどうか。試験方法、標準規格みたいなものが決まっていて、さらに、どの機関がチェックをしても同じような結果が得られるのかどうかということが当然担保されませんと、実質的な安全性がチェックできませんので、そういうところをチェックをするということでございます。

それから、W T O / T B T 通報というのがございまして、これは通商的な観点から日本独自の基準を作ったときに貿易摩擦になるのではないかと、輸入障壁になるのではないかと懸念もございまして、特に国際標準、グローバルスタンダードで製品が国際的に流通しますので、ある国でそういう技術基準を策定したりする場合には、W T O でルールが決まっております、Technical Barriers to Trade、貿易の技術的障害に関する協定というのがございまして、加盟各国に通報するというようになっておりまして、日本としてこういう安全基準を導入するけれどもどうかということを通報して、各国から異議がなければ技術が導入できるということでございまして、そういう通商的な手続も必要なわけでございます。

こういうさまざまな観点がございまして、こういういろいろな方の御意見をちょうだいしながら技術基準を決めていくということになるわけでございます。

いろいろな御批判がありまして、経済産業省は産業界寄りだから、産業界の言うことばかり聞いて、なかなか技術基準はできないのではないかとか、安全規制に消極的ではないかという御批判もあるわけございまして、消費者の視点ということがもちろん大事なわけございまして、それは私どもも十分配慮してやっていく必要があると認識しております。

例えば、安全性についても、消費者サイドから見たら、もちろん製品安全というのは重要なファクターでありますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、逆にコストアップになってしまう。安全規制を導入した、新しい安全基準を義務付けた場合に、どれくらい商品の価格が上がるのか、あるいは使い勝手が悪くなるということもございまして、消費者側から見て、使い勝手とかコストのアップがどれくらいになるのかということも踏まえながら検討していかなければいけないわけでございます。

それから、産業界は規制に消極的で、経産省は産業界の言うことをよく聞くから消極的だというような言われ方もするわけなんですけれども、産業界もいろいろございまして、例えば安全基準を義務付けるということは、製品にとって高付加価値、あるいは安全装置が付いた製品、高付加価値の製品が売れると。もっと単刀直入に申し上げれば、よりお値

段の高い製品が売れるという面もございまして、産業界は必ずしも反対ばかりではないですね。むしろ積極的に規制を導入してもらった方がありがたい。高い製品が売れるのでということもございまして、そういうところも見ながら、産業界の意向ということも十分注意しながら、もっといろんなことを申し上げると、例えばある安全基準、技術基準を導入する場合に、これは会社によって有利、不利が出てまいります。例えば、ある安全装置を導入する場合に、その安全装置を当初から取り組んでいる企業、あるいは特許等を押さえている企業は、自社にとって有利な技術基準を導入させようというインセンティブが働きますし、そういう1つの技術が導入されると、もう一方の会社は不利益を被るということになりますので、そういう公平性がちゃんと担保できるのかどうかということも踏まえて、総合的に御議論いただく。審議会、パブリックコメント等を経て決めていくということでございます。

具体的には、例えばどうかということでございます。7ページに、最近指定をしました石油燃焼機器を御紹介させていただいております。

石油燃焼機器については、法律等の規制が実はなかったと。燃焼の機器で非常に事故になる可能性が高かったわけでございますけれども、メーカーの自主的な取組みに任されておりました。ただ、御案内のとおり石油燃焼機器の事故というのは数が多いわけでございますし、一たん事故が起きますと、火災ですとか死亡につながるような事故もございまして。この事故を分析しますと、ある程度一定の傾向があるということでございますので、消費者の誤使用とか不注意も含めて、製品共通のものについてはある程度事前規制にかからしめた方がよいのではないかと。技術基準を作って安全性を担保した方がよいのではないかと。ということで、こういうふうにPSCマークの指定をするということを進めてきたわけでございます。

8ページでございますけれども、具体的な中身でございます。3つの製品。石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ。これは石油ファンヒーターも含めまして石油ストーブでございますけれども、この3つの製品を指定したわけでございますけれども、空だき防止装置でありますとか、一酸化炭素濃度基準、あるいは石油ストーブについては、カートリッジ式の場合に、締まったことを確認できる機構であるとか、給油時消火装置というものを義務化して、来年の4月から施行ということでございます。

9ページにございまして、これはこれまでの経緯でございますけれども、昨年4月ごろから検討を開始いたしまして、年末から審議会プロセスに入りまして、政令について今年の3月に閣議決定をして、省令を夏までに公布して、いよいよ来年の4月から施行ということでございます。一応販売についての猶予期間というのは2年間経過措置を設けてございまして、経過措置が2年後に終了するというプロセスになってございます。

それから、10ページでございます。今後、どういう品目を指定していくのかということでございます。重大製品事故報告制度が去年からできまして、これまで2,000件ぐらい情報が寄せられておりますし、NITEさんの集めておられるいろいろな情報、あるいは

国民生活センターさんとも協力をいたしまして、いろいろな情報をちょうだいして、必要があれば逐次、適宜追加をしていくということでございます。

今、追加を予定しておりますのは、電動車いすでございます。10ページにございませとおり、お年寄りの方が使っておられるハンドル型電動車いすというものがございまして、これについて、お年寄りが使っておられるということもあるわけでございますけれども、事故、お亡くなりになっているケースもございまして、この電動車いすについてPSCの対象にすべく準備をいたしまして、消費経済審議会に諮問を今年の6月にしたところでございます。今、関係者でいろいろ御議論をいただいております。来年の春には審議会として取りまとめる予定でございます。これもさまざまな関係者がございまして、もちろんメーカーさんでありますとか、福祉関係、ユーザー、政府関係もいろいろございます。これは審議会の中で御議論いただいておりますけれども、例えばスピードが出過ぎないかとか、走行安定性の問題でありますとか、安全装置の問題、また、デザインがメーカーによっていろいろ違いますので、デザインをどこまで統一していくのかということをお検討いただいております。審議会の検討を経てPSCに指定していくという予定でございます。

ちょっと雑駁でございましたけれども、PSCの現状について御紹介をいたしました。一番最後、11ページは、レーザー応用装置、国民生活センターさんからもちょっとお話がございましたけれども、PSCの対象にしてございまして、こういうような技術的内容についてPSCの中で技術基準を設けているという御紹介でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

古田主査 どうもありがとうございました。

それでは、以上3件の御報告につきまして、何か御質問、御意見ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。では、御自由にお願ひいたします。いかがでしょうか。

東委員 基本的なことも含めて申しわけないんですが、国民生活センターさんと厚労省さんの方に質問させていただきます。国民生活センターさんの方の御説明をいただきましたが、3点ほど確認をさせていただきたいと思ひます。

1点目は、商品テストを多数されていて、私たちが情報を目にしますが、商品テストの対象とするかどうかというところの判断基準、究極の判断基準はどこにあるのかということですね。

それから、商品テストをしながら危険性を公表するということについての、する、しないの基準とかタイミング。特に、危険性が必ずしも明らかでない場合の対応をどうされているか。

3点目は、危険情報を提示するときの提示の仕方というのは、その個別の当該商品そのものについての危険情報の提示なのか、それとも、それに類似したものも含めてするということもあるかと思うんですが、そのあたりの判断がどうなっているかという3点をお尋ねしたいと思います。

また、厚生労働省さんの安全用品に関する御説明についての質問なのですが、5 ページ目のところに安全用品対策の体系ということで図をお示しいただいて、非常にわかりやすかったですけれども、安全対策ということであるわけですが、右上の製造業者に入った矢印ですね。苦情や指導が入るんですが、それが返っていく部分がここに示されていない。対策ということだと、要するに苦情や指導が業者に入ると。それがその後どういう形で改善された結果が報告されたりするのかという部分について、少し補足の御説明をいただければありがたいと思います。

また、同じく2 点目ですけれども、9 ページになります。安全確保マニュアル作成の手引きということで御説明をいただきました。このマニュアル作成のための手引きについてなんですが、既にいろいろ取り組まれているということですが、この手引きの強制力というか、効力とか効果とか、あるいはこの中身の見直しなどがどういうふうに定期的にされているのか、しないのか、そのあたりを教えていただければと思います。

以上です。

国民生活センター（角村）では、先に国民生活センターの方から御質問3 点について説明させていただきます。

今日は横に商品テスト部の宗林も来ておりますので、まず、私の方から大きなくりのところを説明させていただきます。

まず、テストの実施対象の判断基準ということですが、これは、今は安全性に係ることは、まず危害の方で情報を入手します。これが非常に重大な事故であるか、あるいは重大かどうかではなくて、明らかに製品なりサービスに起因するものであるというケースの場合、直ちに、情報提供者への聴き取りや現地を訪ねるなどの調査を実施して、その結果をもとに、すぐにまず第一報を出します。ですので、その段階では、確認試験のようなものはすることはありますが、踏み込んだテストということはしないで出しています。

そうではないケース。例えば、そんなに重篤な事故というわけではないけれども、どうも製品に問題ありの可能性があるとかが、あるいは起こった事案が製品に起因するものかどうかがいまいである場合。こういったケースの場合は、テストした結果をもとに出すということで、迅速にというよりは、しっかり裏をとってということをしております。

2 つ目のテストしながらのところなんですが、これも今言ったのと同様になってしまうんですが、要は情報の迅速性を求めるものかどうか。例えば、だれかが死亡したとか、大きな事故があって、あるいは急激に多発しているというものの場合は、調査結果をもとに、まず、こういった事故がありましたという第一報を出しております。その後詳しく調べたテスト結果なんかを出すという方法をとるケースがあります。だから、まず第一報を出すのは危害情報のみで出しています。テストするかどうかの判断は、その後になります。

3 つ目の、危害情報の提供において、特定の個別の製品に対する情報提供をするか、それとも類似品を含めてかについてですが、これも特定の製品での事故が明らかであって、なおかつ重篤な場合は、まず、その製品についての事故がありましたということを第一報

として公表します。それで、例えばその製品に類似するものが世の中にある場合は、公表と並行して、商品テスト部の方に同型品を含めたテストの依頼を危害情報室の方でしまして、テストの結果、同じような傾向が出たというケースの場合は、類似品についての情報を第二報として公表するというスタイルをとっております。

国民生活センター（宗林） 若干、テストをするときということで、少しだけ付け加えさせていただきますけれども、最近、ほとんどが事故がきっかけになってテストを実施するようなケースが多ございます。ですから、今、角村の説明のような形で事は進んでまいりますが、テスト結果として、先ほどの、危険じゃない場合はどうするのかというご質問については、事故が起きていて、それが例えばP I O - N E T上で同種事例が複数見られるというものを結果的にはテストをしていくということになります。その結果どうしてそれがそういうことが複数事例起こったのかということについて、必ずしも製品ばかりに問題があるということでない場合は、消費者への注意情報になることもあります。本日の資料の中でもありますけれども、誤使用がきっかけになっているような場合に、消費者への注意情報が中心になる場合もございますし、また、明らかな欠陥ではなくても、いろいろな法律の狭間で、あいまいな使い方であったり、あいまいな製品設計であったりするケースもあり、資料中で法の未整備という項目のように、こういったところをもう少し整えていただければ、トータル的に事故全体が軽減するのではないかということから、商品群全体としての政策提言という形の情報提供もあるかと思われま。

以上です。

厚生労働省（山本） 厚生労働省の方に御質問いただいた点ですけれども、まず、事業者に対して指導した場合、どういう指導をしてまいるということですが、これはまさに事案の内容によって、指導する内容も、その後のフォローアップもいろいろ違うわけですが、一番厳しい場合は、製品自体を回収させるといった指導もあると思えますけれども、製品についていろいろな事故が起こる原因の多くの場合は、家庭用品の場合には、使用者が不適切な使用方法をするというか、事業者の方で想定しないような使い方をすることによって事故が起こることが非常に多いこともあって、製品についての使用上の注意であるとか、注意書き、これを充実させて安全な使い方をするようなものにしてもらうために、表示であるとか、あるいは使用上の注意について、よりわかりやすいものに変えるようなことを事業者に指導するというをやっているものが非常に多いかと思えます。

そのほかに、製品の形、これはデザインを変えるとか、あるいは製品の成分を変えるとか、製品自体の中身について見直しをするようなことを指導する場合もございます。

具体的な例を言うと、トイレの芳香剤や何かがあって、その形が目薬に似ているものですから、間違えて目にさしてしまうという事故が起こったりする場合がありますけれども、その場合には、目薬に似た形の構造をやめて、あえて大きな形にして、どんなあわて者でも目にささないような形に変えて、そういうことによってかなり製品の事故が減っ

たという事例もあります。ですから、事業者の方でも気がついていたのかもしれませんが、それでも、そういうふうに製品のデザインそのものを変えるようなことを指導しているという事例もございます。

それから、もう一つは、マニュアルの手引きの方ですけれども、これについては、まず、その効力ですけれども、これはあくまでも事業者の方に自主的に参考にしてもらおうというものでして、基準を作成するだけではなくて、さっき言ったように、開発の段階から製品の安全性を確保するためにいろいろな対策をするにはどうしたらいいか。そういう取組みの一つのモデルですので、これを十分参考にさせていただくという趣旨で作ったものですので、事業者の方で自主的に取り組んでいただくというのが基本だと考えています。

内容については、新しい製品が出てきたり、あるいは新しい技術が出てきたりしますので、それに伴って見直しをしていく必要があると考えていますし、新たなものについてマニュアルを整備していく必要もあると考えています。その内容については専門家にも相談して整備を進めているところであります。

以上です。

古田主査 それでは、ほかに御意見。

島野委員 厚生労働省さんに続けてお尋ねしたいんですけれども、経産省の所管ですと、物理的被害、つまり、何かに首が挟まっちゃったとか、指を切断したとか、目を突いちゃったとかということ、かなり因果関係がはっきりするわけなんですけど、先ほどのお話の中でとても心強かったのが、必ずしも因果関係が明確でないものでも公表するというお話です。一方、高度の蓋然性説じゃありませんけれども、因果関係がかなり難しいのが多くあるのではないかと。そういうとき、13 ページにあるように、重大事項情報の報告あるいは公表というのが、これを見ますと、多分何件もあるということが1つの要件になるのかなと思うんですけれども、その辺、例えば健康食品を喫食してどうこうなっちゃったといっても、なかなかポツン、ポツンでは因果関係はわかりませんよね。そういう場合というのは、複数というのがかなり強い要件なんですか。公表する時に。

もう一つ、事業者側としても、我々もなかなか大変ですけれども、因果関係が余りはっきりしないと、相当抵抗しますよね。実際の情報提供をする場合に。抵抗するというのは、言い方が悪かったですね。主張しますよね。そうすると、そのときに、蓋然性の部分でどういうふうに考えられているのかな。高度の蓋然性説と、伊藤眞先生の優越的蓋然性説なんかもありますけれども、そういうのをどういうふうに考えているんでしょうか。

厚生労働省（山本） 御指摘のとおり、まさに化学物質に関しては、健康被害と因果関係が非常に確定するのが難しい事例が多いというのは、ほとんどの事例がそうでした、先ほど御紹介した事故情報の報告・公表例を見ても、ごく一部を除いて、本当に製品に含まれているどの化学物質が原因になって事故が起こっているのかどうかということが明らかになっていない事例ばかりです。事例の数ということに関しても、デスクマットのものについては、先ほど申し上げたように、製品がたくさん出ていて、事故もたくさん出ている

んですが、ほかのものに関しては全部 1 例だけです。

島野委員 1 例だけなんですか。

厚生労働省（山本） 1 例だけです。重大製品事故ですと、意識を失うぐらい、かなり重篤なアナフィラキシーショックといいますか、ショック症状を起こした事例もありますし、化学性肺炎を起こしたような事例もあります。中には、本当に重大事故かと疑われるような事例もはっきり言ってないわけではないんですけれども、我々としては予防的に消費者の方に広く情報を提供するという観点から、相当思い切って事故の事例についてはすべて公表しているという態度で臨んでおります。

因果関係については、先ほど申し上げたように、科学的な知見からすれば、高度な蓋然性とまで言えないような事例も恐らく多いと思いますし、なかなかそれを再現して実験をするというのは難しいことが多いものですから、結局のところ、因果関係不明ということで終わってしまうものも多いんですけれども、そういうものについてもあえて事業者の名前とか製品名まで含めて公表した上で、ただ、因果関係については十分わかっていないということをきちんと言った上で公表しているというものがほとんどであります。

2 つ目の御質問のように、こういうものを公表するに当たっては、当然事業者から上がってくる情報ですので、まず、事業者から報告を求めて、内容を聞いた上で、事業者名も含めて我々の方で公表するつもりであるということを経営者側にも説明するわけですが、はっきり申し上げて、事業者の方では余りいい顔をしない場合が本当でありまして、本当に我々の製品が原因になっているのか、情報自体は、事業者から報告が上がってきますので、自分の製品が原因になっているんだろうかという疑いを持って報告はしてきているんだろうと思いますけれども、いざ公表されとなれば、本当に我々の製品なのかということではいろいろな意見が出ることはありますけれども、大変厳しいやりとりがあることもあるんですけれども、最終的には、さっき言ったように、我々の方で因果関係は十分に確認されていないけれども、消費者に対して注意喚起するという観点から、かなり幅広く情報を提供するという趣旨でやっているんだということで、完全に御理解いただいているかどうかわかりませんが、そういうことで公表はしております。それで最後まで抵抗するという事例は今までのところはないという状況です。

島野委員 リコールの問題を議論している検討会なので、リコールの関係で事業者がどういうふうな主張をして、それを発表するところまでは分かるんですけれども、それをリコールするというところまでは私どもの企業としては応じられません、というケースだっであるかもしれませんよね。

厚生労働省（山本） 言い忘れかもしれませんが、因果関係についてははっきりしていないということと、製品に関しては、例えば製品の使用上の注意に、こういうことについて十分注意しなさいということが表示してありますと。したがって、製品の回収については今のところ考えていません。1 例しかないということがほとんどですので、考えていない。そういうことも含めて明記した上で公表しているの、したがって、こういうものができ

たから全部回収させなければならぬんだと事業者に対して指導をするということは今のところやっておりません。

島野委員 ありがとうございます。

佐野委員 これから事故情報の一元化ということを考えますと、私は病院の情報というのは非常に重要だと考えているんですが、今回ここでは厚生労働省がモニター報告制度、モニターという名前が付いているから、多分少ないのかなと思いついてお聞きしていたんですけども、これからどういう関係になっていくのか。国民生活センターさんも多分病院とつながっているし、経済産業省も同じようにつながっていると思いますが、それぞれ余り強くつながっているようなイメージは受けていません。何かあったら教えてください、程度のように思えるところがありますが、それぞれどういうふうな関係をお持ちになっているのか教えていただきたいのと、あと、3つの横の関係も教えてください。

国民生活センター（角村） 国民生活センターは、先ほど申しました危害情報システムという中で、今、全国20病院、なるべく都道府県を分散するようにして、20病院に御協力いただいて情報をもっているんですね。これは、かなり長い年月やっていて、実際に件数としてはかなりあるんですが、正直言いますと、病院から来る情報というのは、現状はですけども、患者さんが受診をして、それに製品が絡んでいるということがわかったときに、カルテから吸い上げるということをやっているんですね。そうすると、お医者さんにかかるというのは病気になるけがを治すのが目的で来ているわけですので、そのときに、痛がっていたりする患者さんに対して、これはどこの何という製品ですかということを聞きだすのは困難という現状が今はありまして、情報の精度はなかなか上がらないという面はあります。それにつきましては、今度、情報の一元化ということがありますけれども、私どもで次年度以降に製品事故に関する情報を新しいデータベースで吸い上げていこうということを今模索しているんですけども、そちらの方で、今ある病院を情報含めて、もう少し踏み込んだ情報の分析の仕方ができないかということは今まさに模索している最中で、そこでどういうふうに具現化していくかはまだわからないんですが、製品そのものの、例えば銘柄名とかそういったものを含めて、何か吸い上げる方法はないだろうかということは今考えている最中でございます。

横のつながりという面では、現況、私どもの有する各地消費者センターからの相談情報については関係省庁でも検索できるよう共有しており、積極的な相互活用が図られております。病院からの情報というものは、現状は特に何もしていないという、私が代表して言ってしまうといいのかどうかかわからないけれども、そういう状況だと思います。

厚生労働省（山本） 厚生労働省から申し上げますと、厚生労働省は、先ほど御紹介したように、モニター病院報告というのを大分前からやっておりまして、これは全国でほんのわずか。8つか9つぐらいの病院しか指定をしていませんで、そこに御協力いただいて、データを出していただいているんですけども、この趣旨は、網羅的に事故についての情報を集めるというよりは、むしろ新しい傾向でどんなものができているかどうかというの

を定点観測のようにして調べる。まさにモニターしているということですので、これをさらにどういうふうに発展させていくか、1つの課題だと思っておるんですけども、できた情報をより精密に分析をするのか、あるいは参加していただく病院の数を増やしていくのか、いろいろやり方はあるんだと思うんですけども、医薬品の場合であれば、副作用の情報というのは法律でもって必ず報告しなければならないと義務付けられておりますけれども、家庭用品についてそこまでやるというのはなかなか難しいところであろうと思っておりますので、今のモニター病院の報告をどうやって活用していくかというのが1つ課題であると考えています。

もう一つ、横の連携という話で申し上げますと、先ほど御紹介したように、重大製品事故については、経済産業省の方から情報が回ってくるということですので、法律でもってそういう情報の交換をするシステムができ上がっているということです。

それから、製品事故情報で我々の方で公表したのものについては、ほとんど1例しかないと申し上げましたけれども、1例しかないというのは、確認しないで1例しかないというふうに言っているわけではなくて、公表するに当たっては、同じような事例が以前なかったかというのを、例えば国民生活センターのP I O - N E Tなどで調べていただいてとか、我々の方で、こういう事例があるんだけれども、ほかにないでしょうかと確認した上で報告している。必要に応じて情報の交換はしておるんですけども、よりそれを緊密化していく必要はあるんだろうとは考えております。

経済産業省（三木） 経産省でございます。重大事故等の情報収集の観点でまず申し上げますと、重大事故報告の義務者自体はメーカーあるいは輸入事業者になっておりますので、そこから情報が入ってくるのがメインルートなんですけれども、さまざまなチャネルでいろいろ情報をいただいております。警察、消防、国民生活センターさんとか消費生活センター。重大事故であれば、我々のところに来るように、そういうところで情報を得たら、メーカーに伝えて、メーカーから重大事故報告を上げていただく、あるいは軽微な事故であれば、N I T E に集積をするという形で、いろんなチャネルを持っておりますので、病院から直接N I T E なりに御連絡がある場合もありますし、消費生活センターや国民生活センターさんからP I O - N E T に流れるとか、あるいはN I T E さんに御連絡いただく、さまざまなチャネルで、病院を含めて情報が入ってくるケースは十分あると思っております。

それから、あと、対策についてでありますけれども、おっしゃるとおり、消費生活用製品で一般家庭で使われているのと、病院の場合は特殊ないろいろな製品があったりするので、その連携というのが課題ではあるのはおっしゃるとおりでありますけれども、例えば介護ベッドという製品がございます。これは柵、手すりに挟まって亡くなられた方があったり、そういう事故があるんですけども、介護ベッドの場合は、家庭用で使われる場合もあるし、病院なんかで使われる場合もありますので、そういう場合に、メーカーがリコール対策、すき間を埋めるためのスペーサーを作ったり、そういう対策を業界を上げ

てやったりしているわけですが、そういう場合には、厚生労働省さんをお願いして、厚生労働省さんから各病院とか、あるいは介護施設なんかに御連絡をしていただいて通達を出していただいて対策をとっていただく、そういうようなケースもございますし、あと、国民生活センターさんから冒頭御紹介があったカラーコンタクトレンズは、確かに薬事法の対象外でありまして、一般の消費生活用製品として売られていたわけなんですけれども、これはどこが見るのかということだったんですけれども、これは目にいろいろな事情があると眼科医さんに情報が集まっているということで、NITEから眼科医さんにアンケートをして、情報を得て、それで厚生労働省さんともいろいろ相談をして、今度、薬事法の対象にさせていただくという方向でつながってきておりますので、さまざまな連携のチャンネルは一応あるのかなと思っていまして、これを是非深めていきたいと思っております。

佐野委員 それぞれが連携している病院というのはばらばらで、報告の仕方もばらばらですか。そのようですね。わかりました。ありがとうございました。

古田主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。中村委員。

中村委員 厚生労働省にお尋ねしたいんですけれども、化学物質過敏症という社会的現象があるんですけれども、今回の報告とはどのように絡むのか、今後の方向性も踏まえて教えていただきたいんですけれども。

厚生労働省（山本） 化学物質過敏症については、社会的に問題にされて、非常に深刻な状態になっている患者さんがおられるということも承知しているんですけれども、1つには、医学的に見て化学物質過敏症というのが一体どういう病気なのか、化学物質とどういう関連があって、そもそも化学物質過敏症というのはどういう病態のものなのかというのも専門家の間でもまだ意見が確定をしていない病気といえますか、いわゆる過敏症という状態なものですから、これに対して化学物質過敏症に対する具体的な対策を今講じるというのはなかなか難しい状況だろうとは考えています。

医学的疫学的な研究をするということも1つだと思いますし、そういったことと併せて、それぞれの特定の化学物質、特定の化学物質との因果関係がはっきりしていませんので、化学物質について化学物質過敏症の観点からどういう規制をするというのは難しいところではあるんですけれども、1つの試みとしては、化学物質過敏症と若干違うかもしれませんが、シックハウス症候群という同じようなものが社会的に言われていて、これに関してどういう病気なのかははっきりしていないんですけれども、幾つかの原因となると推測されるといいますか、言われている化学物質について我々の方で指針値というものを設けて、これが具体的にこれ以下にしなければならぬとは言っていないんですけれども、例えば、この指針値を下回っておれば、そうした健康被害のようなものは起こる可能性が非常に低いでしょう、そういうような指針値を示すというような形で消費者に対する情報提供は進めています。

ただ、いかんせん医学的科学的なデータが集積しないと、より踏み込んだ対策は難しいだろうと考えていまして、それをまずやるのが急務だろうと。その上で、具体的な対策を

講じるものができれば、我々の方でやっていきたいと考えております。

古田主査 よろしいでしょうか。

青木委員 今日のお話、事故の未然防止のところが中心だったかと思うんですが、そうした中で、消費者教育といいますか、こういう未然防止の事例のところはその点ですごく重要だと思うんですが、厚生労働省、経済産業省の方は、文部科学省の方への消費者教育に対するアプローチといいますか、こういう事故情報の提供ですとか、そういう動きがありましたら、是非教えていただきたいと思っております。

厚生労働省（山本） 私どもの方で具体的に消費者教育で消費者の方に直接何か働きかけているということは今のところやっておりませんが、何回か御紹介したように、我々の方で化学物質に関する情報をホームページに載せて、これを一般の方にも見ていただくようにしていくということと、それから、病院モニター報告については、我々の方でパンフレットを作って、これを一般の方にも手に入るような形でお配りしているという状況であります。我々の作っているホームページについては、若干見にくいとか、アクセスしにくいといった批判もあるようですので、できるだけそれを見やすいような形に改善していきたいと考えております。

経済産業省（三木） 経済産業省は、事故情報を受け付けて、週2回公表しておりますけれども、その中で、例えば消費者の不注意、あるいは消費者に十分御留意いただければ事故を防げ得たのではないかということも含めまして、そういうプレス発表をさせていただいてまして、そういうのを記事に取り上げていただいたりということで注意喚起を促したいということが1つ。

それから、特に消費者向けのセミナーみたいなことをやっておりまして、これは毎月第2火曜日を「火に注意」ということで、点検日、セミナーというのを毎月、毎月各地を回っておりまして、そういうセミナーで消費者に注意を呼びかけたり、製品安全総点検週間というのを11月に設けていまして、年に一回そういうキャンペーン週間みたいなものをつけて、そういう消費者への呼びかけをしております。

さらには、学校なんかへ正しく製品安全を知っていただくというのは非常に重要なので、中学校の技術教材みたいなのを、副読本みたいなのを作らせていただいて、参考にしていただいたりということをやっておりますけれども、是非消費者とのブリッジ、消費者庁ができて、消費者行政がより強化されれば、是非消費者への注意喚起とか情報発信をより強化していただけたらと思っております。

青木委員 ありがとうございます。

望月委員 1点よろしいですか。消安法に基づきまして、都道府県では、指定商品について、PSCマークが付いているかどうかということで立入調査をしております。販売店等を見る中では、まだまだ十分に周知徹底されていない部分もあって、指導を行っていますが、指定商品の数が大変少ないのかなと残念に思います。消費者が安全・安心な商品を選ぶ上で、PSCマークが付いているものが1つの選択肢になるのかなと思います。

先ほど電動車いすについて指定に向けて今準備をなさっているという説明がありました
が、指定商品が大変少ないということについて、どういう御認識をなさっていて、また今
後指定商品を増やしていく意向がとおりになるかどうかということについてお聞かせいた
だきたいと思います。

経済産業省（三木） ありがとうございます。重要な御指摘をいただきまして。門戸は
オープンでありますし、是非この製品を指定すべきとか、具体的にお知らせいただければ、
御要請いただけたら、積極的に検討させていただきたいと思っておりますし、自治体との連携も
大事だと思っておりますし、ちょうど近々、都道府県の担当者会議をやる予定にしております
して、いろいろな自治体からの情報もちょうだいしようと思っております。もちろんそう
いうことで必要があればどんどん指定をしていくということでございますし、それから、
いろいろ自己認証の製品であるとか、第三者認証の製品であるとか、あるいは例えばJ I
Sマークでありますとか、あるいは民間の自主規格のS GとかS TとかSとか、そういう
ものもございますし、そういうところを組み合わせながら、例えば介護用ベッドなんかは
J I Sでやっていこうということで、J I Sだと非常に幅広く業務用部分もカバーできま
すし、あと、こういう法律の技術基準にした場合に、例えば技術革新とか技術進歩にちゃ
んとついていけるのかどうかと。法律の基準を作りますと固定化いたしますので、そうい
う将来の技術動向を見直しをしながら法律にする技術基準がいいのか、あるいはJ I S等
の自主基準で当面やっていくのがいいのかということを見ながら判断をしていき
たいと思っておりますし、今日、御説明したとおり、指定をするとすると、いろいろな調
整、専門家の御意見を、技術的専門的に検討していく必要がございますので、むしろいろ
いろアドバイスをいただいて、こういう製品について指定すべきだということを見守り御意
見をちょうだいできればと思っております。よろしく願いいたします。

古田主査 よろしいでしょうか。

そうしましたら、時間も結構押してまいりましたので、次の議題に行かせていただき
たいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本ワーキンググループにおける今後の検討事項につきまして、いろいろ御審
議いただきたいと思います。本日、事務局の方から議論のためのたたき台の案が出ており
ますので、それについて御説明いただいて、それで御意見をいただきたいと思います。そ
れではよろしく願いします。

野村消費者安全課長 では、お手元に資料5といたしまして、「今後の論点（案）」と
いうペーパーを配付させていただいております。今後議論を進めていただく枠組みのた
たきということで御用意させていただいております。

論点といたしまして3つほど挙げさせていただいております。1つ目、「安全基準の
あり方」ということで、本日もある程度御議論いただいたところでございますけれども、
安全基準の設定に関しましては、それぞれの専門性に応じまして、各省庁で適切な安全基
準の設定をとるという取組み状況については、今日もいろいろお話を伺わせていただいたとこ

るでございますけれども、消費者庁が安全基準にかかわっていくということを考えますと、まずは想定されますのは、消費者目線から消費者事故情報の分析をして、事故情報に基づいて安全基準のあり方についてこういったことが考えられるのではないかなという働きかけを行っていくということがまず基本であろうかと考えてございます。

ただ、具体的にそういう対応を行っていくに当たりましては、例えば、まず、初動といったしましてでございますけれども、一元的に集約をした事故情報の中から具体的に対応が必要な情報をどういうふうに抽出するのか。そのための手順や体制、こういったところを検討を深めておく必要があるのではないかなということを1つ目の論点として出させていたいただいているところでございます。

2点目で「子どもや高齢者の事故への対応」としてございますが、資料5の2枚目にも数字を付けさせていただいておりますけれども、消費者事故情報の中で被害者の年齢構成別に見ると、子どもや高齢者が事故に遭う割合が相当数多いということはよく知られておる事実かと思っておりますけれども、こういうことに関してもう少し意識的な取組みが必要なのではないかと。その際には、子どもや高齢者が被害になる場合、これは誤使用といったことで済ませられるようなケースも多々あるようでありまして、同種の製品、同種の使用状況において、同種の事故が重ねて発生しているような状況、こういうときには、そういう誤使用と言われるような使用を生じさせてしまうような背後の要因というのがあるのではないかと。そういうところを分析して、それを解消、緩和しようといった視点の持ち方が消費者庁においては必要なのではないかと。ここは主査の方から、工学の分野において、ヒューマンエラー、ヒューマンファクターといったキーワードで議論がされておられる分野と伺ってございますけれども、そういう御示唆をいただきましたところから、さらに御議論をしていただければいかがかとということで論点として出させていただいているものでございます。

3点目に「リスクコミュニケーション」としてございますけれども、未然の事故防止が完全ではあり得ないという前提でのリスクコミュニケーションの重要性ということについては、共通認識が徐々に存在しているところかと考えてございますけれども、食品安全の分野では一定程度の取組みが進みつつございますけれども、製品安全等の分野でも消費者庁が消費者の視点からのリスクコミュニケーションの強化拡充といった取組みをやっていくべきではないかということも御議論としては1つ柱になるのではないかと出させていたいただいているところでございます。

もしそういうふうに考えられるとすれば、コミュニケーションを取りたい立場として、まずはコミュニケーションするに値する準備といえますか、情報発信のあり方として、消費者庁の発信する情報が確かである、恣意的でない、一方的でない、あるいは難解でないと。そういった取組みとして具体的にどういう取組みが必要かということの検討を掘り下げる必要があるのではないかとということで、3点目の論点として出させていただいているものでございます。

議論のたたき台にしていいただければ幸いです。

古田主査 それでは、以上の案につきまして、何か御意見ありますか。

越山委員 リスクコミュニケーションのお話は、本会議の方でもいろいろな皆さんからお話が出て、非常に重要なポイントなのかなという印象は持っております。事故情報を発信するだけではなくて、多分危険性に関する情報を企業がリコール情報を通じて発信するのもそうでしょうし、あと、各省庁さん、国民生活センターさんが情報を発信するのもそうだと思うんですけども、事故情報に関連する情報の発信というのが多分重要になってくるのかなと思っております。具体的には、製品が非常に高度化しているものが非常にありますよね。遺伝子組換え食品だとか、農薬についても化学物質についても、消費者に非常にわかりにくいものがたくさん出ていますから、それを危険性があるのかどうかとか、そのあたりの情報を的確に伝えるということも入ってくるのかなと思います。あとは、生活が非常に多様化していますので、こんにゃくゼリーのお話だとか、ペットフードだとか、歯みがき粉のお話のように、どこでどういうふうな危険性について考えなければいけないのか、なかなかわかりにくい要素も出てきているような気がしますので、そういう消費者に対する関連する情報の提供というのも1つ重要な柱になるのかなというのが第1点です。

あと、もう一点は、幾つかの情報の正確性だとか恣意性云々でお話がありましたけれども、その中に適切性、妥当性みたいな要素も入れていただいた方がいいのかなと思っております。これは、前回の本会議のときに厚生労働省の方が体内に摂取する物質については、この物質はこれだけの量を1年間摂取するとどうなりますかということをしていましたけれども、これは専門家でも非常に難しいということも指摘されておりました。専門家でも難しいというお話は、多分消費者にはなかなかわかりにくいお話だと思うので、それをただ正確に話すのが妥当なのか、それとも、安全基準に違反しているのなら、そうお話しした方がわかりやすいのか、そういうコミュニケーションのやり方みたいなことも重要になってくるのかなと、そんな印象を持ちました。

以上です。

古田主査 ほかに御意見ございますでしょうか。

青木委員 安全基準のところなんですけど、各監督省庁が明確な分野については、今日も御報告がありましたけれども、あると思うんですけど、一番すき間的な、こんにゃくゼリーの議論をさせていただいたときにも、食品安全委員会はあるんですけども、物理的な窒息のところについて、そういう専門的なところが抜けてしまうとか、製品で言えば、中身については化学物質として厚労省の方も含めて管轄なんだけれども、容器関係とかこういうものの事故については、かなり評価が漏れてしまうとか、消費者庁のところだとすると、今、監督官庁がそれぞれ専門的に押さえているところを外れるようなすき間的なところをカバーできるような体系が必要なのではないかなと思うんですけど、そういう視点も少し議論の土台に挙げていただけるといいかなと思っております。

古田主査 ほかに御意見ございますでしょうか。

東委員 今のこと、私も同感でございます。

それから、2つ目のところの「子どもや高齢者の事故への対応」というところに関わるんですけども、障害を持たれた方の、今、わりとセンターの方にもその部分の相談なども集約をしていただくような動きがあると思うんですが、恐らく高齢者の方が受けるような被害というのは、障害を持たれた方なども非常に被害の対象になると。人数がこれは多いかという、またそれとは違った意味でということになるかと思いますが、言葉を入れ込むかどうかということに関わらずですが、高齢者等といいますが、そういった部分も少し含み込んで検討できるかという意見を持っております。

以上です。

古田主査 よろしいでしょうか。もう予定の時間を過ぎておりますので、まだ御意見いろいろあるかと思えますけれども、これは今後の検討事項でございますので、もし御意見があるようでしたら、メール等で事務局に次回までに御意見をいただければ。そういうことでよろしいですね。どういう事項を検討する必要があるということですので、是非御意見をいただきたいと思えます。

それでは、今日いただいた御意見を踏まえながら、今後のワーキング進めていきたいと思えます。次回の日程につきましては、また事務局の方から調整させていただくと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日御用意いただいた議題は以上でございますけれども、以上でよろしいでしょうか。何かございますでしょうか。

では、ございませんようでしたら、本日の第1回目のワーキング、これにて終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。